

訴訟費用等に必要な資金をお貸しします

豊中市では、経済的理由により訴訟等の提起、申立て等を行うことが困難な市民に対して訴訟費用の貸付けを無利子で行います。

貸付対象の訴訟等

①個別労働関係紛争に係るもの

※個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)

②性別による差別的な扱い(個別労働関係紛争に係るものに限る)

③セクシュアル・ハラスメント

④配偶者等への暴力、その他の男女間における暴力的行為

貸付対象となる人

- 貸付対象となる訴訟等の提起、申立て等を行うことができ、かつ提起を行う意思が明らかでない人
- 豊中市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている人、または外国人登録原票に登録されている人
- 貸付対象訴訟等の提起前の人
- 「貸付対象の訴訟等」の②～④は、男女共同参画苦情処理委員会(注1)への苦情・救済の申出を行い、調整・あっせん等が成立しなかった人

(注1)裏面をご覧ください。

貸付限度額

貸付対象の訴訟1件につき **最大50万円**

※ただし、所得制限があります。(注2)

(注2)裏面をご覧ください。

返済方法

- 返済は、貸付金の交付を受けた2カ月以内に開始していただきます。
- 返済期限については、貸付の対象となる訴訟等が終了した日の翌日から起算して、6か月以内です。
- 「全額一時払い」又は「分割払い」でご返済いただきます。

★市内の勤労者、事業主などからの労働問題に関する相談も行っています★
毎週 月・水・金曜日 10時～16時 TEL06-6858-6863

(注1)男女共同参画苦情処理制度

①どのような制度ですか？

例えば、セクシュアル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者・恋人からの暴力)や、働く場における性別による賃金差別や昇格差別を受けたとき、行政の施策や事業の中での男女不平等についての苦情など... 性別による不当な取り扱いを受けたとき、苦情や救済の申出に基づき調整・あっせんを行ない、問題の迅速な解決を図ります。問題が解決しなかった場合、一定の要件のもと、訴訟等の資金を貸し付ける制度もあります。

②どのように利用するのですか？

まずは、男女共同参画苦情処理受付窓口へお電話ください。

【男女共同参画苦情処理受付窓口】

- 場所: 阪急豊中駅西側・エトレ豊中5階 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ内
- TEL 06-6840-8055
- 日時: 毎週火曜日・土曜日(いずれも10時から16時)

③苦情や救済を申し出ることができる人は...

豊中市に在住、在勤、あるいは在学の人やそれ以外の人。(性別による人権侵害を市内で受けた場合)

(注2)収入等については、日本司法支援センターの定める「民事法律扶助資力基準」に規定する収入等の基準の1.5倍以下の人が対象となります。

【民事法律扶助資力基準】

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

※1人増につき30,000円が加算されます。

※東京や大阪などの大都市では上記の額に10%が加算されます。

※家賃・住宅ローン・医療費などの出費がある場合は一定額が考慮されます。

※居住用住宅または係争物件以外の不動産その他の資産を有するときは援助できません。

【お問い合わせ先】

「貸付対象の訴訟等」の ① については、
豊中市役所 市民協働部 雇用労働課
560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1
TEL06-6858-6863 FAX06-6858-5095
E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp

「貸付対象の訴訟等」の ②~④ については、
豊中市役所 人権文化部 人権政策室 男女共同参画グループ
560-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
TEL06-6858-2654 FAX06-6846-6003
E-mail danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp